

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和7年度 城原川ダム事業に伴う民俗調査業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀河川事務所長 古賀 満 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
契約締結日	令和 7年 6月 6日
契約の相手方の氏名及び住所	神埼市長 實松 尊徳
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥6,500,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥0-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和7年度 城原川ダム事業に伴う民族調査業務

2. 履行場所 佐賀県神崎市

3. 契約の相手方 名称：神崎市
住所：佐賀県神崎市神埼町鶴3542番地1
電話：(0952)52-1111

4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、城原川ダム事業に伴い、事業地内の集落の生業や風習・文化等の調査、記録、保存を目的とした民族文化財の調査を行うものである。

2) 業務の内容

本業務は、城原川ダム事業に伴う民族文化財の調査のため、神崎市へ業務委託を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務は、城原川ダム事業に伴い、事業地内の集落の生業や風習・文化等の調査、記録、保存を目的とした民族文化財の調査を行う必要があるため、周辺地域の風習や文化などを熟知した神崎市において総括し業務を遂行する必要がある。

以上のことから、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、神崎市が唯一の契約相手と判断するものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、神崎市と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀河川事務所 工務課長